

| 取組6                              | 児童生徒の体力の向上 | 所属名              |                  |                  | 健康体育課 |                  |                           |
|----------------------------------|------------|------------------|------------------|------------------|-------|------------------|---------------------------|
| 達成目標                             |            | H20              | H21              | H22              | H23   | H24              | H25<br>(目標値)              |
| 「運動することが好き」と回答した児童生徒の割合          | (小5)       | 男69.1%<br>女54.0% | 男72.6%<br>女54.9% | 男72.7%<br>女53.3% | -     | 男70.6%<br>女51.6% | 男67.0%<br>女49.8%<br>(75%) |
|                                  | (中2)       | 男60.4%<br>女47.5% | 男62.6%<br>女46.0% | 男62.6%<br>女43.8% | -     | 男63.0%<br>女40.8% | 男57.2%<br>女40.1%<br>(65%) |
| 新体力テストの測定結果<br>(全国平均を上回る検査項目数の率) |            | 40.7%            | 32.8%            | 32.8%            | 27.0% | 17.2%            | 10月公表予定<br>(50%)          |
| 児童生徒への体力優良証の交付率                  |            | 11.0%            | 10.5%            | 10.5%            | 10.3% | 10.8%            | 10.1%<br>(12.5%)          |

**【取組結果】**

**児童生徒新体力テスト・体力優良証授与**

- ・体力優良証の授与により、児童生徒の体力の向上への意欲を高めることができた。

**体育授業モデル構築事業**

- ・体育授業モデルの作成・活用を通して、体育指導の苦手な教員の指導力の向上を図った。
- ・中学校保健体育科の授業公開を通して、体育指導者の指導力の向上を図った。

**学校体育実技指導協力者派遣事業**

- ・地域の専門的指導力を有する人材を授業に派遣し、指導者の資質向上とともに、授業の充実を図った。

**スポーツエキスパート活用事業**

- ・地域の専門的指導力を有する人材を運動部活動に派遣し、指導者の資質向上とともに、部活動の充実を図った。

**スポーツ健康元気アップ事業**

- ・県内市町村の中学校区を実践地区として指定し、各学校において地域や家庭との連携を図りながら健康や体力の向上を目指した取組を進め、児童生徒の体力の向上を図った。

| 結果・成果を示す実績値      | H25 | 実績値の推移(過去3年間)              |
|------------------|-----|----------------------------|
| 学校体育実技指導協力者派遣人数  | 60人 | H22: 62人、H23: 62人、H24: 62人 |
| スポーツエキスパート活用派遣人数 | 50人 | H22: 37人、H23: 40人、H24: 45人 |

**【成果】**

- ・体育・保健体育の指導者の資質向上を図ることにより、授業の質的向上が図られた。
- ・運動部活動の指導者の資質向上を図ることにより、部活動の充実が図られた。
- ・地域や家庭との連携を図りながら健康や体力の向上のための取組を進めたことにより、家庭における健康や体力の向上の必要性の認識が高まった。

**【課題・対応】**

- ・体育・保健体育の授業の充実を、県内へ広く図り、運動好きな児童生徒への育成につなげていくことが必要である。
- ・地域や家庭との連携を図った健康や体力の向上のための取組を、一層充実させ、運動好きな児童生徒への育成につなげていくことが必要である。

**【5年間の総括】**

- ・体力向上に対する取組については、推進地区を中心とした取組であったが、より一層充実させるため、全県一斉の取組を推進していくことが必要である。
- ・体力向上に向けた学校の取組に対する家庭や地域の理解促進を図ることが必要である。

| 取組7   | 健康教育の推進                    |                            |                            | 所属名                        |                            |  | 健康体育課 |  |  |
|---|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|--|-------|--|--|
| 達成目標  | H20                        | H21                        | H22                        | H23                        | H24                        | H25(目標値)                                 |       |  |  |
| 薬物乱用防止教室を開催している学校の割合(公立小中学校、県立高校(全日制))      | 小34.4%<br>中66.5%<br>高73.8% | 小32.6%<br>中69.6%<br>高92.1% | 小46.4%<br>中80.0%<br>高93.7% | 小36.9%<br>中83.4%<br>高96.8% | 小58.7%<br>中94.6%<br>高98.4% | 小61.5%(30%)<br>中98.8%(60%)<br>高100%(70%) |       |  |  |
| 性教育(エイズ教育)講演会を開催している学校の割合(公立小中学校、県立高校(全日制)) | 小54.7%<br>中45.1%<br>高95.4% | 小53.2%<br>中42.7%<br>高98.4% | 小54.8%<br>中46.5%<br>高98.4% | 小52.0%<br>中52.7%<br>高98.4% | 小60.2%<br>中55.4%<br>高100%  | 小60.8%(45%)<br>中54.8%(50%)<br>高100%(95%) |       |  |  |

**【取組結果】**

薬物乱用防止教室推進事業

- ・薬物乱用防止教室指導者講習会を開催した。【参加者】H23年度:166名 H24年度:142名 H25:182名

性教育及びエイズ教育の推進

- ・性教育(エイズ教育)指導者研修会を開催した。  
 【参加者】H23:小・特支の教職員277人、中・高・中等・特支の教職員239人  
 H24:小・特支の教職員272人、中・高・中等・特支の教職員209人  
 H25:小・特支の教職員258人、中・高・中等・特支の教職員234人

高等学校エイズ講演会推進事業

- ・講演会を実施するための予算を配布した。 H23:44校 H24:47校 H25:44校

健康教育総合推進事業

- ・H24~H25安中市細野地区で実施した。
- ・健康推進学校表彰事業 【応募校】 H23:82校 H24:73校 H25:71校

健康診断事業

- ・児童生徒の健康診断を実施した。

(関係事業の状況:保健予防課)

未成年者等喫煙防止講習会の開催(小学校・中学校・高等学校で実施)

【実施数】H23:62回(延べ6,545人)、H24:77回(延べ7,885人)、H25:79回(延べ6,171人)

| 結果・成果を示す実績値            | H25   | 実績値の推移(過去3年間) |           |           |
|------------------------|-------|---------------|-----------|-----------|
| 高等学校エイズ講演会開催率(市立組合立含む) | 97.1% | H22:97.1%     | H23:97.1% | H24:97.1% |
| 健康診断受診率(県立学校のみ)        | 99.2% | H22:98.0%     | H23:99.1% | H24:99.4% |

**【成果】**

- ・研修会を充実させ、教職員に正しい知識と指導方法等を伝えることにより、学校における薬物乱用防止教室や性・エイズ講演会の開催率を向上させることができた。
- ・薬物乱用防止教室指導者講習会では、保健所職員、警察官、研究団体職員、教職員等、様々な分野の方々を対象に講義や実践発表を工夫することで、指導者として必要な知識を深めることができた。その結果、指導者に登録する人が60名まで増えた。
- ・健康教育総合推進事業において、学校、家庭、地域が一体となって健康教育に取り組む組織を設置し、地域ぐるみで課題解決に向けて取り組むことができた。
- ・健康診断での有所見者について、事後措置の方法を统一的に定めるとともに、医師からの指導事項や受診結果を継続的に記録することにより、学校生活での適切な管理指導を行った。

**【課題・対応】**

- ・研修会等においては、具体的な実践について紹介し、学校において指導に活かせる内容を提供する。
- ・学校における薬物乱用防止教室の更なる開催率の向上を図る。
- ・小・中学校における性(エイズ)講演会の開催率の更なる向上を図る。
- ・学校において、薬物乱用防止教室講師一覧表の活用を図るよう啓発する。
- ・健康診断の二次・三次検診の未受診者を縮減するように努める。
- ・児童生徒にがんに関する正しい知識を身に付けさせるために、がんに関する教育を進める。

**【5年目の総括】**

- ・研修会や会議等において指導啓発を図ってきたことから、成果の数値は漸増した。
- ・その他、麻しんやインフルエンザ等の感染症予防、熱中症予防、食物アレルギー-対応等、児童生徒を取り巻く様々な健康課題について、専門医や関係機関等の協力を得ながら対応してきた。
- ・児童生徒の健康を守るため引き続き関係機関等と連携し、健康課題に取り組んでいく必要がある。
- ・幼児・児童生徒の健康課題を把握して効果的な健康教育を実施していくことが必要である。

|    |   |
|----|---|
| 評価 | B |
|----|---|

| 取組8 | 食育の推進                       | 所属名   |       |       | 健康体育課 |       |                  |
|-----|-----------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|------------------|
|     | 達成目標                        | H20   | H21   | H22   | H23   | H24   | H25<br>(目標値)     |
|     | 「必ず朝食を食べる」児童生徒の割合           | 87.1% | -     | -     | -     | -     | 89.2%<br>(100%)  |
|     | 学校における県産食材の利用割合<br>(食品数ベース) | 28.6% | 28.9% | 28.4% | 26.9% | 26.0% | 26.0%<br>(30%以上) |

全国学力調査の結果 H21 90.6%(小6) 85.7%(中3) H22 90.8%(小6) 87.7%(中3) H23 東日本大震災の影響により実施せず  
H24 90.7%(小6) 87.9%(中3) H25 90.1%(小6) 87.3%(中3)

**【取組結果】**

**学校における食育推進事業**

- ・群馬県児童生徒の食生活等実態調査を実施した。
- ・「食に関する指導実施状況調査」を毎年実施し、県内公立小・中・特別支援学校における食育推進の現状把握、課題の明確化に努めている。
- ・各種会議・研修会において、本県の学校における食育推進の現状と課題について説明・講義し、その改善に努めるよう依頼した。

**学校給食安全衛生巡回指導**

- ・安全安心な学校給食の実施と内容の充実改善を図るため、学校給食施設の巡回指導を実施し、学校給食業務の安全衛生管理、給食内容等について点検及び指導助言を行った。

**学校給食ぐんまの日(10月24日)**

- ・県内農産物を積極的に使用した学校給食を実施するとともに、本県の伝統食である「おつきりこみ」を給食として提供し、本県の食文化を紹介する指導を行った。
- ・「学校給食ぐんまの日」の趣旨をPRするために、児童生徒を対象に絵画コンクールを実施した。

**食物アレルギー対応マニュアルの作成**

- ・群馬県医師会監修のもと、各学校において食物アレルギーに対応するためのマニュアルを作成しWebページで公開するとともに、研修会を開催し具体的な活用について周知を図った。

**学校給食安心対策(学校給食用食材の放射性物質検査)**

- ・学校給食検査設備整備事業として、各教育事務所に設置済みの放射性物質のスクリーニング検査用機器を活用し、検査を希望する市町村等の支援を行った。
- ・学校給食安心対策事業として、検査を希望する9市町村が提供した学校給食(1検体は1週間分)について、放射性物質の有無や量を把握するため検査機関に依頼して、高精度検査を行った。

(関係事業の状況：蚕糸園芸課)

**学校給食地場産農産物等利用促進**

- ・学校給食への地場産農産物の利用拡大を進めるため、地場産農産物の利用促進に関する検討を行うとともに、教育委員会と連携し「作って食べよう!ぐんまの食育レシピ」を印刷発行した。

**食農教育実践活動推進**

- ・小学校及び地域における、栽培から収穫までの一貫した農業体験学習を支援することで、農業の役割、食料の大切さ等に関する理解促進を図ることができた。

| 結果・成果を示す実績値                      | H25    | 実績値の推移(過去3年間)                    |
|----------------------------------|--------|----------------------------------|
| 食に関する指導を実施した小・中学校の割合             | 100%   | H22:96.1%、H23:100%、H24:100%      |
| 食育推進担当組織を校務分掌に位置付けている小・中学校の割合    | 97.6%  | H22:48.2%、H23:82.0%、H24:89.3%    |
| 学校給食巡回指導訪問件数                     | 77件    | H22:63件、H23:76件、H24:75件          |
| 「学校給食ぐんまの日」の絵画応募点数               | 1,248点 | H22:1,012点、H23:1,436点、H24:1,424点 |
| 放射性物質スクリーニング検査実施件数               | 1,484件 | H24:2,230件                       |
| (蚕糸園芸課)<br>「作って食べよう!ぐんまの食育レシピ」発行 | -      | H24:1000部                        |
| 栄養教諭の配置数                         | 44名    | H22:19名、H23:28名、H24:36名          |

**【成果】**

- ・県内全ての小・中学校で「食に関する指導」が実施された。
- ・各校における食に関する指導体制はほぼ100%整備された。
- ・食物アレルギー対応マニュアルを作成するとともに、研修会を開催し、その活用について周知を図った。
- ・学校給食の安全確保に向け、放射性物質検査を希望する市町村等に対し支援及び検査を実施した。

**【課題・対応】**

- ・子どもの健全な食生活の実現と豊かな人間性の形成を図るため、個別指導を取り入れた食育を推進する。
- ・学校給食における地場産物利用促進に向け、関係課と連携した県内ブロック別協議会を開催する。

**【5年間の総括】**

- ・学校における食育の体制が整備され、今後は、家庭の実情に合わせた個別指導の充実が求められる。
- ・地場産物の利用促進に向けては、安定した納入体制の整備が求められる。引き続き、関係課と連携し、体制整備を進めていく必要がある。
- ・栄養教諭等を中核とした学校・幼稚園、家庭、地域の連携を図り食育を推進していくことが必要である。

|    |   |
|----|---|
| 評価 | B |
|----|---|

| 取組9  | 命を大切に教育の推進 | 所属名   |       |       | 義務教育課 | 高校教育課 |          |
|--|------------|-------|-------|-------|-------|-------|----------|
| 達成目標   |            | H20   | H21   | H22   | H23   | H24   | H25(目標値) |
| ・自分には、よいところがありますか。<br>(当てはまる+どちらかといえば、当てはまる)       | (小6)       | 78.7% | 79.6% | 79.5% | -     | 79.8% | 78.9%    |
|  | (中3)       | 65.6% | 66.7% | 69.0% | -     | 71.3% | 69.9%    |
| ・人の気持ちが分かる人間になりたいと思いますか。<br>(当てはまる+どちらかといえば、当てはまる) | (小6)       | 93.6% | 92.7% | 93.6% | -     | 94.4% | 93.7%    |
|  | (中3)       | 93.7% | 93.3% | 93.8% | -     | 96.1% | 94.9%    |

**【取組結果】**  
 平成25年度全国学力・学習状況調査結果(公立) 抜粋、( )内は、全国平均(公立)  
 ・自分には、よいところがありますか。(当てはまる+どちらかといえば、当てはまる)  
 小6:78.9%(75.7%)、中3:69.9%(66.4%)  
 ・人の気持ちが分かる人間になりたいと思いますか。(当てはまる+どちらかといえば、当てはまる)  
 小6:93.7%(93.0)、中3:94.9%(94.2%)  
**教育活動全体での体験活動等**  
 ・尾瀬学校(取組13)、宿泊体験活動・ボランティア活動(取組26)、移動音楽教室(取組45・46)、動物ふれあい教室、県助産師会と連携した命を育む講座事業など、児童生徒が生きるよきこびや命のかけがえのなさを実感する体験活動を行った。  
**子どもの悩みの早期発見・早期解決するための取組**  
 ・初任者研修や経験者研修等をはじめとした研修講座において、命を大切に児童生徒の心のケアを図るための実践的な研修を推進した。(総合教育センター)  
 ・学校現場における生徒指導上の主要な課題である「いじめ」や「不登校」に対応する力を身に付けられるようにするとともに、併せて校内のコーディネーター役として活躍できる人材の育成を図った。  
 ・スクールカウンセラーや生徒指導担当嘱託員の配置(取組33・34)など、学内で児童生徒の悩みを早期発見・早期解決する取組を推進した。  
**心の悩みについての相談**  
 ・総合教育センターやこころの健康センターなどで、児童生徒からの相談に応じ支援した。  
 総合教育センターへの教育相談数:延べ1,642件  
 こころの健康センターへの相談数:延べ247件(19歳以下)

| 結果・成果を示す実績値   | H25  | 実績値の推移(過去3年間)              |
|---|------|----------------------------|
| 教育相談にかかわる講座の総受講者数<br>(「小学校新任生徒指導主任」「中高・中等教育学校新任生徒指導主事」「教育相談初級」「教育相談中級」「気がかりな姿のある子」「いじめ・不登校対策」「学級経営」等) | 484人 | H22:555人、H23:429人、H24:399人 |
| (こころの健康センター)<br>こころの病気の電話、面接などの相談件数<br>(19歳以下)  | 247件 | H22:266件、H23:243件、H24:255件 |

**【成果】**  
 ・全国学力学習状況調査の自尊感情や他人を思いやる質問に関する回答結果は、全国平均を上回っている。体験活動を重視した学校での教育活動や子どもの悩みを早期発見・早期解決するための教員の資質向上や専門家を含めた体制づくりなどにより、「命を大切に教育」について、機能していると思われる。  
 ・講座を通して、多くの教職員の教育相談や児童生徒理解に関する資質を高めることができた。  
**【課題・対応】**  
 ・家庭や専門機関等との連携を推進し、道徳教育等において、児童生徒への命を大切に教育を一層充実する。  
 ・自殺予防に関わる講義を取り入れ、命を大切に教育の充実を図る。  
 (教育相談研修「個別に課題を抱える児童生徒への援助・指導」の内容の充実:総合教育センター)  
**【5年間の総括】**  
 ・命を大切に教育として、教育活動全体での体験活動等の実施や子どもの悩みを早期発見できる体制の整備、心の悩みに対応する相談業務の充実を図った結果、自尊感情をもち他人を思いやることのできる児童生徒の育成につながった。今後も、上記の取組を充実するとともに、道徳教育の一層の充実を図る必要がある。  
 ・命を大切に児童生徒の心のケアを図る取組を引き続き進める必要がある。

|    |   |
|----|---|
| 評価 | B |
|----|---|

| 取組10 | 人権教育の推進              |        |        | 所属名    | 義務教育課  | 生涯学習課  |                |
|------|----------------------|--------|--------|--------|--------|--------|----------------|
|      | 達成目標                 | H20    | H21    | H22    | H23    | H24    | H25(目標値)       |
|      | 人権感覚育成実技研修会の受講者数(累計) | 1,017人 | 1,245人 | 1,468人 | 1,684人 | 1,908人 | 2,062人(2,000人) |
|      | 人権教育指導者研修の受講者数       | 632人   | 769人   | 802人   | 762人   | 1,034人 | 1,004人(900人)   |

**【取組結果】**  
**(義務教育課)**  
 人権感覚育成実技研修会の開催(第1回:8月1日、第2回:8月6日)  
 人権教育推進協議会の開催(小学校:6月18日、中学校等:6月28日)  
 ・小中学校等・公立高等学校・特別支援学校等  
 ・保護者対象の啓発資料の作成・配布  
 ・人権教育資料「めぶき」作成・配布:36,000部(幼稚園、保育所の4・5歳児保護者対象)  
 ・人権教育資料「みんなの願い」作成・配布:22,000部(小学校の5学年の保護者対象)  
**(生涯学習課)**  
 人権教育指導者養成講座の開催(毎年度5市町村に委託)  
 それぞれの地域において、人権教育指導者養成、人権意識の啓発にかかる講座を実施した。  
 H25委託市:吉岡町、神流町、草津町、沼田市、明和町  
 人権教育指導者研修会を実施(5教育事務所各1~2回実施)  
 人権に関する講座等をはじめとした集会所等における人権教育推進事業の補助(補助率1/2以内、上限150千円)  
**(関係事業の状況:人権男女共同参画課)**  
 ・「人権教育・啓発の推進に関する群馬県基本計画」に基づき、人権を習慣・文化として日常生活に定着させ、全ての県民が一人一人の人権を尊重する考えの下、行動することができる社会の実現を目指し、庁内関係課や市町村等関係機関との連携・協力を図り、市町村への人権啓発活動の委託や人権・同和問題講演会の開催、新聞・ラジオによる広報啓発事業等を実施した。

| 結果・成果を示す実績値             | H25   | 実績値の推移(過去3年間)                 |
|-------------------------|-------|-------------------------------|
| 人権教育研究懇談会の参加人数(委託事業)    | 768人  | H22:670人、H23:740人、H24:762人    |
| 人権感覚育成実技研修会アンケート結果(満足度) | 95.8% | H22:86.8%、H23:88.9%、H24:92.5% |

**【成果】**  
**(義務教育課)**  
 ・人権感覚育成実技研修会では、人権教育の動向やアクティビティーの意義等、人権教育に係る基礎理論の学習や実際の活動場面を設定した研修により、各学校や地域における指導者の資質向上を図ることができた。  
 ・各小・中・高・特別支援学校の人権教育推進上の諸課題に関する人権教育推進協議会を開催し、特に、いじめの未然防止にかかわる講話を基にした協議では、常時指導の充実や温かい学級の雰囲気づくりなど各学校での人権教育の取組の充実により、いじめの未然防止につながることへの認識を深めることができた。  
 ・保護者対象の啓発資料「めぶき」及び「みんなの願い」を作成・配布し、人権週間等での活用を促すことにより、家庭と連携した人権教育を推進することができた。  
**(生涯学習課)**  
 ・人権教育指導者養成講座はローテーションで毎年度5市町村に委託することにより、講座空白の地域がなくなった。  
 ・人権教育指導者研修会では、学校教育関係者と合同開催をして社会教育関係者に人権に関わる授業参観をしてもらうなど、学校一体となった取組が進んだ。また、各教育事務所が人権侵害に係る様々な情報を収集に努め、地域の実態等に応じた人権課題を扱うことができた。  
 ・市町村実施の集会所等を中心とした人権教育事業に対し補助し、有効的に各種事業が展開している。  
**【課題・対応】**  
**(義務教育課)**  
 ・学校や学級の温かい雰囲気づくりを一層推進するために、今後も、人権教育推進協議会等を通じて、教職員の人権感覚を高められるようにする必要がある。  
 ・啓発資料については、各学校及び家庭等において活用が図られ、活用状況調査の結果では、「人権について考える機会になった」との回答を得ている。しかし、まだまだ人権感覚の高揚は必要と考えるので、Webサイト等を活用した啓発・普及も考えていく必要がある。  
**(生涯学習課)**  
 ・人権教育指導者養成講座について、現行委託計画が平成26年度に完了することから、平成27年度以降の新たな委託計画を作成し、教育事務所を通じて市町村へ周知した。  
 ・人権教育指導者研修会は、引き続き受講者数の確保、研修会参加者が各地区で講師等を担当する機会の確保に努める。  
 ・集会所等における人権推進事業について、地域住民の人権教育に対する意識の高まりから、参加延べ人数が増え、引き続き人権教育が充実する講座等が実施できるよう教育事務所を通じて助言していく必要がある。  
**【5年間の総括】**  
**(義務教育課)**  
 ・学校全体の人権教育に対する意識や教職員一人一人の人権感覚の高揚については、依然として不十分な面が見られる。学校全体で人権教育の充実を図るための指導の工夫等の協議を設定し、研修の復命の徹底等、学校の全体で温かい雰囲気づくりの大切さを全教職員で共通理解できるようにする必要がある。  
 ・保護者対象の啓発資料を配布することにより、学校と家庭における人権教育の一助となった。今後は、Webサイトの活用を充実するなど、効果的な啓発の方法を検討する必要がある。  
 ・人権問題を自分のこととして捉えさせるとともに、自らの行動につながる人権教育を推進することが必要である。  
**(生涯学習課)**  
 ・人権教育指導者養成講座は、市町村の協力のもと、様々な人権課題の解決に向け行動できる指導者の養成に努めた。  
 ・人権教育指導者研修会は、教育事務所ごとに地域の実態等を踏まえた研修を行い、人権問題に関する理解と認識を深めるとともに、人権教育指導者としての資質向上を図った。  
 ・14市町村59箇所の集会所等における人権教育推進事業の補助を通じて、人権問題の理解と認識を深めるとともに、差別意識の解消を図ることを目的とした活動を充実させることができた。

|    |   |
|----|---|
| 評価 | B |
|----|---|

| 取組11                              | 道徳教育の推進 | 所属名   |       | 義務教育課 |     |       |            |
|-----------------------------------|---------|-------|-------|-------|-----|-------|------------|
| 達成目標                              |         | H20   | H21   | H22   | H23 | H24   | H25(目標値)   |
| 「人が困っているときは、進んで助けている」と回答した児童生徒の割合 | (小6)    | 81.0% | 81.4% | 82.0% | -   | 86.0% | 84.5%(85%) |
|                                   | (中3)    | 75.8% | 75.7% | 75.5% | -   | 80.0% | 82.0%(80%) |

【取組結果】

平成25年度「はばたく群馬の指導プラン」に係る学習・生活実態調査結果(H25.8)  
 「人が困っているときは、進んで助けていますか。」(当てはまる+どちらかといえば、当てはまる)  
 小6:84.5%、中3:82.0%

市町村教育委員会・学校への情報提供 「道徳教育指導実践事例集」の作成・配布 3,200部  
 家庭・地域社会と連携した道徳教育の推進 「道徳教育啓発リーフレット」の作成・配布 12,500枚

道徳教育の推進を主に担当する教員の資質向上  
 「はばたく群馬の指導プラン」に基づいた道徳の時間の指導や教育活動全体を通じて行う道徳教育の充実、いじめの未然防止に視点を当てた道徳教育の充実が図られるよう、道徳教育推進教師等を対象(充実研修)に「小・中学校等道徳教育研究協議会」を10月24日と10月31日に実施した。

(関係事業の状況:総合教育センター)  
 新任道徳主任(新任道徳教育推進教師)研修講座  
 ・国や県の道徳教育推進の動向と、道徳主任(道徳教育推進教師)の役割について、理解を深めた。  
 ・道徳の時間の授業構想力の向上を図った。

| 結果・成果を示す実績値   | H25 | 実績値の推移(過去3年間)           |
|---|-----|-------------------------|
| (総合教育センター)<br>新任道徳主任(新任道徳教育推進教師)研修受講者 指定研修として、毎年悉皆で実施 | 91人 | H22:97人、H23:79人、H24:84人 |

【成果】

(義務教育課)  
 ・文部科学省委託事業「道徳教育総合支援事業」の研究指定校の研究成果を公開授業研究会の開催及び「道徳教育指導実践事例集」として、県内の公立小・中・特別支援学校及び高等学校に周知することにより、道徳の時間の授業改善等に役立てることができた。  
 ・小・中学校等の道徳教育推進教師等を対象とした道徳教育研究協議会を開催し、「はばたく群馬の指導プラン」(平成24年3月)に基づいた道徳の時間の指導の充実やいじめの未然防止に向けた道徳の時間の授業実践の在り方、教育活動全体を通じて行う道徳教育の推進上の課題や改善策について研究協議等を行うことにより指導者の資質の向上が図られた。  
 ・文部科学省委託事業「道徳教育総合支援事業」の一環として開催した群馬県道徳教育推進協議会における協議を基に作成した道徳教育啓発リーフレット「勇気を出せるわたしになるう」を、県内の公立小・中・特別支援学校の全学級に配布し、いじめの未然防止等、家庭・地域社会と連携した道徳教育の重要性について呼びかけることができた。  
 ・小・中学校における道徳の時間の指導の充実を図るため、郷土の偉人や自然、伝統文化等に視点を当てた道徳郷土資料集「ぐんまの道徳」(読み物資料及び指導資料)の作成を進めた。

(総合教育センター)  
 ・国や県の動向を踏まえた学校現場の推進体制づくりの例を提示し、道徳教育推進への理解を深めるとともに、道徳教育推進体制整備の必要性について、認識を高めた。  
 ・道徳の授業構想について協議し、理解を深めた。

【課題・対応】

(義務教育課)  
 ・学校における教育活動全体を通じた道徳教育の充実に向けて、道徳教育推進教師が校内で道徳教育推進上の役割を果たし、組織的・計画的な道徳教育を推進できるよう研修会の内容を充実するなど、積極的な支援が必要である。  
 ・道徳教育を効果的に推進するためには、学校・家庭・地域が連携して取り組むことが重要であることから、家庭や地域と連携した道徳教育の重要性や具体的な推進方法等について研修会等を通して指導していく必要がある。  
 ・道徳郷土資料集「ぐんまの道徳」の配布後には、「小・中学校等道徳教育研究協議会」等において、この資料を活用した授業実践例を持ち寄って情報交換や協議を行う機会を設けるなどして、活用促進を図る必要がある。

(総合教育センター)  
 ・学校事情により差がある「推進体制づくり」については、資料提供から、改善の視点の提供等、幅広い研修内容を保障する必要がある。  
 ・道徳的価値の自覚を深める授業構想力が高まるよう、実践的内容(複数資料の提供)等を更に工夫していくことが必要である。

【5年目の総括】

・研究指定校による授業公開や実践事例集の配布、道徳教育研究協議会の開催等により、道徳の時間の授業改善や教育活動全体を通じて行う道徳教育の充実を図ることができた。今後も、研究指定校への指導を更に充実し、効果的に県内の小・中学校へ普及するとともに、道徳教育研究協議会において「はばたく群馬の指導プラン」や道徳郷土資料集「ぐんまの道徳」に活用についての協議を行うなど、道徳教育の一層の充実を図る必要がある。  
 ・引き続き道徳教育の指導の工夫を図ることや家庭・地域社会と連携した道徳教育の推進が必要である。

| 取組12   | マナーやルールを守る意識を育てる |             |             | 所属名         | 義務教育課 高校教育課 |             |             |             |                          |
|--|------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------------------------|
| 達成目標   |                  | H19         | H20         | H21         | H22         | H23         | H24         | H25(目標値)    |                          |
| 空き缶やゴミを投げ捨てることについて、「しないほうがよい」または「してはいけない」と答える児童生徒の割合<br><small>くま青少年基本調査</small> | (小5)             | 95.9%       | -           | -           | -           | 95.1%       | -           | -           | (すべての子どもがマナーやルールを守れる)    |
|  | (中2)             | 87.2%       | -           | -           | -           | 90.0%       | -           | -           |                          |
|  | (高2)             | 83.8%       | -           | -           | -           | 89.4%       | -           | -           |                          |
| 学校のきまり(規則)を「守っている」または「どちらかといえば、守っている」と答える児童生徒の割合                                 | (小6)             | 97.4%       | 91.4%       | 92.4%       | 92.4%       | -           | 94.0%       | 93.1%       |                          |
|  | (中3)             | 87.3%       | 89.3%       | 91.2%       | 91.9%       | -           | 94.6%       | 94.3%       |                          |
| 体験型非行防止教室(万引き防止教室)実施校<br><small>県警少年育成センターとの連携を含む</small>                        |                  | 小学校<br>114校 | 小学校<br>126校 | 小学校<br>154校 | 小学校<br>180校 | 小学校<br>247校 | 小学校<br>265校 | 小学校<br>267校 | (小学校<br>全校)<br>=H25:322校 |

**【取組結果】**

(義務教育課)

- ・生徒指導担当嘱託員を生徒指導上の問題を抱える中学校25校に配置し、問題を抱える生徒やその家庭に学校生活への適応指導や支援を実施した。
- ・県警察本部と県教育委員会とで連携し、小学校267校において万引き防止教室(中学年向け)を実施した。

(高校教育課)

- ・生徒指導担当嘱託員の配置:生徒指導上の課題を有する県立高校4校に配置した。

| 結果・成果を示す実績値                            | H25    | 実績値の推移(過去3年間)                    |                            |
|--|--------|----------------------------------|----------------------------|
| 生徒指導担当嘱託員の配置・指導により改善が見られた生徒の割合(公立小中学校) | 71.2%  | H22:38.0%、H23:72.5%、H24:67.3%    |                            |
| 生徒指導担当嘱託員の配置・指導により改善が見られた生徒の割合(県立高校)   | 72.5%  | H22:56.4%、H23:85.1%、H24:76.9%    |                            |
| 「万引き防止教室」実施小学校数                        | 267校   | H22:180校、H23:247校、H24:265校       |                            |
| 問題行動発生件数                               | (小学校)  | 200件                             | H22:262件、H23:255件、H24:310件 |
|  | (中学校)  | 567件                             | H22:907件、H23:840件、H24:799件 |
| 問題行動件数(公立高校:全日制)                       | 1,061件 | H22:1,272件、H23:1,387件、H24:1,291件 |                            |
| 中途退学者数(公立高校:全日制)                       | 359人   | H22:433人、H23:425人、H24:387人       |                            |

**【成果】**

(義務教育課)

- ・「万引き防止教室」を実施する小学校が2校増加した。
- ・問題行動発生件数は小学校で110件減少し、中学校で232件減少した。
- ・小学校において万引の発生人数は減少した。(平成23年度168人、平成24年度148人、平成25年度127人)

(高校教育課)

- ・中途退学者数が減少傾向にある。
- ・生徒の自主的ないじめ防止活動の推進等を通じた規範意識及び人権意識の高揚に努め、問題行動件数が230件減少した。
- ・生徒指導上の課題を抱えた生徒や保護者に対するカウンセリング及び指導を実施した。

**【課題・対応】**

(義務教育課)

- ・小学校の問題行動の中で万引の占める割合は41.0%と高くなっていることから、保護者や地域と協力した「毅然とした粘り強い指導」を継続する必要がある。また、小学校段階から規範意識を身に付ける指導が大切であり、万引き防止教室の普及・強化を図っていく。

(高校教育課)

- ・高校における問題行動が多様化しており、規範意識の一層の醸成が必要である。
- ・生徒指導対策協議会等における対応方策の協議及び各校への指導が必要である。

**【5年間の総括】**

(義務教育課)

- ・万引き防止教室を実施する小学校は年々増加しており、平成25年度は県内約83%の小学校で実施した。
- ・問題行動発生件数は小・中学校ともに減少傾向にあり、引き続き、関係機関と連携し、問題行動の未然防止及び早期対応を推進する。

(高校教育課)

- ・問題行動件数、中等退学者数ともに減少させることができた。高校生のマナーやルールを守る意識が育ってきている現れととらえられる。引き続き多様化する問題行動に適切に対応していきたい。

参考 知事部局（関係所属の自己点検・評価）

施策2 健康な体と豊かな心を育てる  
 - ふるさとを愛する心を育てる -

|    |   |
|----|---|
| 評価 | A |
|----|---|

| 取組13   | ふるさとを学び環境を考える尾瀬学校 | 所属名 |     |     | 自然環境課 |                |  |
|--|-------------------|-----|-----|-----|-------|----------------|--|
| 達成目標   | H20               | H21 | H22 | H23 | H24   | H25<br>(目標値)   |  |
| 尾瀬学校に参加して、尾瀬にまた行ってみたいと回答する児童生徒の割合                    | 63%               | 63% | 64% | 65% | 65%   | 62%<br>(80%以上) |  |
| 尾瀬学校に参加して、自然を守ることや環境問題に興味を持ったと回答する児童生徒の割合（尾瀬学校アンケート） | 64%               | 64% | 68% | 64% | 67%   | 61%<br>(80%以上) |  |

【取組結果】

尾瀬学校

群馬の子どもたちが一度は尾瀬を訪れ、ガイドを伴った質の高い自然体験を通して自然保護の意識を醸成するとともに、郷土を愛する心を育むことを目的として、平成20年度から尾瀬学校を開始した。

学校へのアンケートや、学校設置者（市町村、学校法人）への希望・要望調査を行い、6年目となる。平成25年度は以下の取組を行った。

- ・尾瀬学習プログラム - 山小屋宿泊編 - の作成  
 義務教育課と連携し、山小屋の宿泊を促進するため、冊子を作成した。
- ・尾瀬学校推進のためのPR活動の実施  
 実施校の比較的少ない地域の教育委員会・校長会に赴き、尾瀬学校の概要説明を行った。

| 結果・成果を示す実績値 | H25     | 実績値の推移（過去3年間）                       |
|-------------|---------|-------------------------------------|
| 尾瀬学校参加児童生徒数 | 11,561人 | H22:10,820人、H23:10,680人 H24:11,224人 |

平成23年度は、台風の接近により尾瀬学校実施校、参加児童生徒数ともに微減した。

【成果】

- ・事後学習として、各学校で様々な取り組みが実施できた。  
 （新聞作成、発表、ガイドへの礼状作成、尾瀬のガイドブック作成、レポート作成等）

【課題・対応】

- ・所期の目的の一層の達成を図る。
- ・更なる安全管理体制の充実を図る。
- ・尾瀬内宿泊の増加対策を講じる必要がある。

【5年間の総括】

- ・尾瀬学校の実施校数・参加者は、増加傾向にあり、尾瀬学校は効果的な環境学習に寄与している。今後、参加の少ない東毛地域等に、より積極的な働きかけを行い、尾瀬学校の参加を促す。
- ・尾瀬学習プログラム（学習活動編・山小屋宿泊編）等の資料の作成や教職員を対象として尾瀬の現地研修により、ふるさとを学び環境を考える尾瀬学校に寄与することができた。



|    |   |
|----|---|
| 評価 | A |
|----|---|

| 取組14                             | ふるさとの歴史や先人の歩み、文化、自然を学ぶ | 所属名   |       |               | 義務教育課 |       |                |
|----------------------------------|------------------------|-------|-------|---------------|-------|-------|----------------|
| 達成目標                             |                        | H20   | H21   | H22           | H23   | H24   | H25<br>(目標値)   |
| 「今住んでいる地域の歴史や自然について関心がある」児童生徒の割合 | (小6)                   | 50.4% | 49.9% | 64.7%<br>(小5) | -     | 68.5% | 66.3%<br>(60%) |
|                                  | (中3)                   | 24.5% | 24.6% | 38.9%<br>(中2) | -     | 41.8% | 41.0%<br>(40%) |
| 「ふるさとの学び」の実践学校数の割合               |                        | -     | -     | 94.3%         | 94.6% | 91.3% | 93.0%<br>(50%) |
| 「地域の先生」活用学校数の割合                  |                        | 20%   | -     | 85.1%         | 83.0% | 79.6% | 80.0%<br>(50%) |

「今住んでいる地域の歴史や自然について関心がある」児童生徒の割合については、H22は全国学力・学習状況調査の項目がなくなり、県単独で小5・中2を対象に調査を実施した。なお「はばたけ群馬プラン」の指標との整合性を図るため、H24からは県単独で小6・中3を対象に調査を実施した。

【取組結果】

「特色ある教育活動奨励事業」

- 平成23年度から「ぐんまスクール・オブ・ザ・イヤー」を実施し、審査により最優秀賞、優秀賞、優良賞として表彰してきた。平成25年度は、平成26年1月30日に群馬会館にて最優秀賞候補校小・中学校6校によるプレゼンテーション審査を兼ねた実践発表大会を行うとともに、全受賞校参加による表彰式を行った。また、審査員奨励賞を新たに設けた。
    - ・最優秀賞 小学校 1校、中学校 1校 ・優秀賞 小学校 2校、中学校 2校
    - ・審査員奨励賞 小学校 6校、中学校 2校 ・優良賞 小学校 50校、中学校 14校
  - テレビ放送されている生涯学習課所管の「～地域が支える小中学校～ みんなの時間」の中で、「ぐんまスクール・オブ・ザ・イヤー」の優秀賞以上の学校をはじめ、県内各地域で地域と学校が一体となって取り組んでいる学校を県内に広く紹介した。
- 平成25年度「教育課程編成・実施状況調査」における結果

|     |          | 「ふるさとの学び」の実践<br>学校数の割合 | 「地域の先生」活用学校数の<br>割合 |
|-----|----------|------------------------|---------------------|
| 小学校 | 全学年で実施   | 55%                    | 20%                 |
|     | 一部の学年で実施 | 44%                    | 75%                 |
| 中学校 | 全学年で実施   | 31%                    | 21%                 |
|     | 一部の学年で実施 | 56%                    | 44%                 |

「学校支援センター事業」、「未来を拓く特別授業」

- 「学校支援センター事業」や「未来を拓く特別授業」を推進し、83%の学校が総合的な学習の時間に地域の人材を活用するとともに、キャリア教育や食育、職場体験等様々な場面においても地域の人材を活用した授業が行われている。

| 結果・成果を示す実績値           | H25 | 実績値の推移（過去3年間）                                      |
|-----------------------|-----|--|
| 「ぐんまスクール・オブ・ザ・イヤー」参加校 | 78校 | H22：34校、H23：47校、H24：98校<br>(H22「ぼくたちわたしたち学校自慢」表彰校) |

【成果】

- 「ぐんまスクール・オブ・ザ・イヤー」において、県内の特色ある教育活動に取り組んでいる学校を表彰するとともに、その取組を広く県内の小・中学校や県民に紹介することができ、特色ある教育活動の推進に資することができた。
- 「学校支援センター」や「未来を拓く特別授業」を推進し、県内の多くの学校が、地域の歴史や文化、自然などに造詣の深い地域人材を授業で活用できるようになってきた。

【課題・対応】

- 今後も、各校がふるさとのよさを生かした特色ある教育活動を推進していけるよう「ぐんまスクール・オブ・ザ・イヤー実践発表大会」や各種研修会、また報道機関との連携を通して、特色ある教育活動に取り組んでいる学校の実践を広く紹介し、特色ある教育活動への取組を引き続き啓発していく必要がある。
- 各校が地域人材を授業で活用する取組を活性化できるよう、報道機関等と連携しながら、「学校支援センター」の機能を有効に活用している学校の事例を県内に広く紹介していく必要がある。

【5年間の総括】

- 「ふるさとの学び」を実践している学校が9割を超え、地域人材の活用も進んでいる。このような取組から、特色ある教育活動を実践している学校を「ぐんまスクール・オブ・ザ・イヤー」や報道機関等との連携を用いて紹介できたことは意義が大きかったと考える。
- 知事部局の文化行政・環境行政で行われている学校教育や社会教育に関連する取組について、教育面からの価値付け等、今後もしっかりと連携していくことが必要である。